

「在外邦人の安全確保対策に関する行政評価・監察」勧告（平成13年10月）
に対し、国際交流基金が講じた措置について

●勧告1

緊急事態が発生する恐れのある国（地域）に派遣される専門家等の安全確保について万全を期すため、具体的な安全確保対策を記載した専門家等用の緊急事態対処マニュアル等を作成するよう指導すること

（措置状況）

平成14年3月に全専門家を対象とした「海外派遣専門家等のための安全対策の手引き」を作成し、平成14年4月から専門家に配布を開始。

●勧告2

緊急事態が発生する恐れのある国（地域）に派遣される専門家等については、有線電話等が使用不能となる事態を想定した無線通信機（長距離無線機、衛星携帯電話）の配備を推進するよう指導すること

（措置状況）

主に開発途上地域に派遣される専門家等のうち、緊急事態が発生する恐れがある国（地域）に派遣される専門家であって、基金海外事務所または在外公館より遠隔地域所在の機関に勤務する者を対象に、平成14年度から衛星携帯電話の貸与を順次開始。平成15年10月には全対象地域（約20カ国）に対する衛星携帯電話の配備準備を完了。

以上